

庄内町 産後ケア事業のご案内

お母さんが、安心して子育てできるよう、
心身のケアや育児サポートなどを受けることができます。

<利用できる方> 庄内町に住民票がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、家族等から十分な支援が得られず、下記のいずれかに該当する方
※母子ともに感染症状のない方、医療行為が必要ない方に限ります

- ① 出産後の心身の回復に不安のある方
- ② 育児（沐浴・授乳指導等）への不安の強い方

ホームページ



<サービス内容>

- ・ お母さんと赤ちゃんの健康状態のチェック
- ・ 授乳指導、沐浴指導
- ・ 育児相談

宿泊型（ショートステイ型）

利用施設での宿泊
1泊3食付き

利用料

区分	利用料	追加宿泊	多胎児加算
一般世帯	5,000円	2,500円	1,400円
非課税世帯	2,500円	1,250円	700円
生活保護世帯	0円	0円	0円

利用回数

1回の出産につき、通算して最大5日間まで（4泊5日）

利用施設

酒田市 ・ 日本海総合病院
（14時～14時/月～金）
・ いちごレディースクリニック
（14時～14時/月～金）

鶴岡市 ・ 鶴岡市立荘内病院
（9時～9時）
・ 産婦人科・小児科 三井病院
（9時～9時）

通所型（デイケア型）

利用施設での
日帰り
昼食付き

利用料

一般世帯 2,000円
非課税世帯 1,000円
上記以外 0円
※多胎児加算 500円
（一般世帯のみ）
※保健センターを利用される方は上記の半額

利用回数

1回の出産につき5回まで

利用施設

（9時～17時）
・ 鶴岡市立荘内病院
・ 産婦人科・小児科 三井病院
・ なんば助産院（鶴岡市）
（9時30分～15時30分）
・ 庄内町保健センター

訪問型（アウトリーチ型）

助産師の
訪問

利用料

一般世帯 500円
上記以外 0円
※多胎児加算なし

利用回数

1回の出産につき5回まで
※1回2時間程度

利用施設

・ ごっと助産院（酒田市）
・ はびねす助産院（酒田市）

◎空きベッドや予約の状況により、希望の日にご利用できないことがあります。
◎申請方法は、裏面をご覧ください。



ご利用の流れ

- ◎利用を希望する場合は、**庄内町役場 子育て応援課 こども家庭支援係へ申請書を提出**してください。
※利用者本人以外が申請するときは、同一世帯の方に限ります。

申し込み

【申請時に必要なもの】

- ①産後ケア事業利用申請書
- ②母子健康手帳
- ③下記に該当する方は、当該年度の世帯の町民税課税証明書
 - (1) その年の1月1日に町内に住所を有していない方
※4月～6月の利用にあっては前年
 - (2) 当該年度分の市町村民税が課せられていない方

※右記コードより電子申請も可能です



電子申請は
こちらから

利用決定

- ・申請後、利用希望施設と調整し、産後ケア事業利用承認（不承認）通知書を郵送しますので、利用施設、日時、注意事項等をご確認ください。

利用当日

- ・持参するもの
 - ①母子健康手帳
 - ②健康保険証（母と子）
 - ③庄内町乳児医療証
- ・利用料は、後日納付書にて請求させていただきます。
（金融機関または役場自動精算機のみでの支払い）
※電子申請をされた方は、クレジット・PayPay・LINEPayより支払い方法を選択できます

◎注意事項

- ・原則母子同室となります。
- ・ご利用は母子のみで、赤ちゃんのごきょうだい等は利用できません。
- ・**キャンセルは、利用前々日の10時まで**に下記へご連絡ください。
※なんば助産院については、施設の規定に基づきキャンセル料が発生します。
利用者様負担となりますのでご了承ください。
料金等の詳細は、直接なんば助産院へご確認ください。
- ・宿泊（ショートステイ）型は空きベッドを利用するため、ご希望に沿えない場合がございます。
- ・利用中は、施設のルールをお守りください。

お問合せ

庄内町役場 子育て応援課
こども家庭支援係（こども家庭センター）
TEL：0234-42-0164

